

令和7年度 岐阜県中学校総合体育大会開催基準要項

1 目 的

岐阜県中学校総合体育大会（以下大会という）は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、学校教育の振興とスポーツの発展並びに体力・技能の向上とスポーツマン精神の高揚を図る。また、心身共に健全な中学校生徒を育成すると共に、中学校生徒の相互の交流を図るものである。

2 主 催

岐阜県中学校体育連盟

3 主 管

岐阜県中学校体育連盟各種目専門部、県内競技団体（関係競技）

4 後 援

（公財）岐阜県スポーツ協会、岐阜県教育委員会、開催市町村教育員会

5 開催競技および日程

（1）1日の競技（5種目）

体操競技・新体操・相撲・スケート・駅伝競走

（2）2日の競技（12種目）

陸上競技・水泳競技・バスケットボール・ハンドボール・バレーボール・卓球
バドミントン・ソフトボール・柔道・剣道・スキー

（3）3日の競技

ソフトテニス（1種目）

（4）4日の競技（2種目）

サッカー 軟式野球

6 参加資格

県内中学校に在籍し、学校の代表として、校長の承認を受けた生徒とする。

【参加資格の特例】

- （1）外国籍生徒の大会参加を認める。大会参加については、参加条件を遵守すること。
- （2）県中体連の複数校合同チーム編成規程を満たし、各種目別に定めた出場資格を得た合同チームの参加を認める。なお、詳細は「岐阜県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程」による。
- （3）特別支援学校・盲学校・聾学校で、校長が認める生徒の参加を認める。
- （4）学齢外（過年齢）生徒の参加については、第1回代議員会で各地区会長より報告し、参加を認める。
- （5）県大会（夏季大会）に複数種目参加の場合は、日程の重なりがなければ認める。
- （6）地域クラブ活動に所属する中学生の参加を認める。なお、詳細は「岐阜県中学校総合体育大会 地域クラブ活動に所属する中学生の「参加資格の特例」に関する規程」及び競技種目ごとに定められた参加規程による。
- （7）拠点校部活動での参加を認める。参加の条件等は「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に準ずる。

7 参加料

参加選手は次の参加料を納める。参加申し込み締め切り以降、参加料の返金はない。

- (1) 夏季大会の16種目については、「大会申込書に記入された選手」一人につき1,500円を納める。※団体・個人競技の両方に記入されても1,500円
冬季大会（スキー・スケート）も含む（令和7年大会より実施予定）
- (2) 駅伝競走については、「大会申込書に記入された選手」一人につき1,000円を納める。

8 引率・監督

- (1) 引率・監督は、出場校の校長・教員^{※1}・部活動指導員^{※2}とする。ただし、部活動指導員は、合同チームの代表引率・監督になることができない。
- (2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、引率・監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し、所属する地区中体連に報告する。
- (3) 地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が引率する。
- (4) 岐阜県中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (5) 県大会の参加について、「岐阜県中学校総合体育大会引率細則」により、校長が適切であると承認した外部指導者に引率及び監督の資格を認める。

※1 教員とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常勤のみ)

※2 部活動指導員とは、学校教育法施行規則 第78条の2に該当する者。以下同じ。

「岐阜県中学校体育大会引率細則」

- (1) 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 当該校の校長が認めた20歳以上の成人であり、日ごろから指導に当たっているもののことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
 - ② 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として県中体連会長又は競技部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ③ この規定以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。
- (2) 引率者としての外部指導者の引率については全競技に適用する。
- (3) 引率者としての外部指導者には、監督としての資格を認める。
- (4) 生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。

9 コーチ・マネージャー

出場校の教職員※³、又は出場校の校長が委嘱した外部指導者であること。ただし、県中学校総合体育大会競技種目の規則に基づく。中学校教員は、在勤校以外の外部指導者になれない。また、同一人が、複数校の外部指導者になれない。（水泳競技、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スキー、スケートは下線部に該当しない。）

※3 教職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員、事務職員（基本的に県費職員を指す）※校務員（用務員）等市費職員は、該当しない。

10 個人情報の取り扱い（利用目的）

大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、岐阜県中学校体育連盟「個人情報保護方針・規程」に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。又、取得した個人情報は競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表・記録発表（記録集）等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する各選手はこれに同意する。

11 その他

この開催基準要項の改廃は、理事・代議員会で決定する。

附則

令和3年4月1日	制 定	（令和3年度岐阜県中学校総体より運用）			
令和4年4月1日	一部改訂	（令和4年度岐阜県中学校総体より運用）	6	（4）	（5）
令和5年4月1日	一部改訂	（令和5年度岐阜県中学校総体より運用）	6	（6）	（7）
				7、8	
令和6年4月1日	一部改訂	（令和6年度岐阜県中学校総体より運用）	6	（8）	9
令和7年4月1日	一部改訂	（令和7年度岐阜県中学校総体より運用）	5	（3）	6（8）
				7	（1）（2）